

第44回大阪市路上喫煙対策委員会

日時：令和5年3月22日（水）

開会 午後1時00分

○楠本課長代理（司会） お待たせいたしました。

ただいまから第44回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

議題に入りますまでの間、事務局のほうで進行を務めさせていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます環境局事業部事業管理課まち美化担当課長代理の楠本でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、ただいまご出席頂いております委員の皆様方は、委員7名中7名でございます。大阪市路上喫煙対策委員会規則第3条第2項の規定により、本会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

ここで、傍聴の皆様をお願いいたします。あらかじめ事務局からお配りさせていただきました傍聴要領に従い、お静かに傍聴して頂きますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

まず、本日、小谷委員につきましてはウェブでの参加になっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

なお、名前のみのご紹介とさせていただきますので、ご起立の上、一言ご挨拶をお願いいたします。

初めに、委員長の青木委員でございます。

○青木委員長 青木です。どうぞよろしくお願いいたします。

○楠本課長代理（司会） 委員長代理の小谷委員でございます。

○小谷委員 小谷でございます。今回もオンラインで失礼いたします。よろしくお願いいたします。

○楠本課長代理（司会） 近藤委員でございます。

- 近藤委員 近藤です。よろしくお願ひします。
- 楠本課長代理（司会） 佐々木委員でございます。
- 佐々木委員 佐々木です。よろしくお願ひいたします。
- 楠本課長代理（司会） 谷内委員でございます。
- 谷内委員 谷内です。よろしくお願ひします。
- 楠本課長代理（司会） 玉川委員でございます。
- 玉川委員 玉川です。よろしくお願ひいたします。
- 楠本課長代理（司会） 山内委員でございます。
- 山内委員 山内です。よろしくお願ひします。
- 楠本課長代理（司会） 続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。
- 環境局局長、堀井でございます。
- 堀井局長 堀井でございます。
- 楠本課長代理（司会） 環境局事業部長、川島でございます。
- 川島事業部長 川島でございます。本日もよろしくお願ひいたします。
- 楠本課長代理（司会） 環境局事業部まち美化担当課長、木村でございます。
- 木村まち美化担当課長 木村です。よろしくお願ひいたします。
- 楠本課長代理（司会） また、関係局につきましても出席させて頂いております。
- 健康局受動喫煙防止対策担当課長、岡村でございます。
- 岡村受動喫煙防止対策担当課長 健康局、岡村でございます。よろしくお願ひいたします。
- 楠本課長代理（司会） 危機管理室危機管理課長代理、金谷でございます。
- 金谷危機管理課長代理 危機管理室、金谷です。よろしくお願ひします。
- 楠本課長代理（司会） 消防局予防課長、片木でございます。
- 片木予防課長 消防局予防課長の片木でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○楠本課長代理（司会） 建設局公園緑化部企画運営担当課長、池松でございます。

○池松企画運営担当課長 建設局、池松でございます。よろしくお願いいたします。

○楠本課長代理（司会） それでは、議事に入ります前に、ここで、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。初めに、本日の大阪市路上喫煙対策委員会次第でございます。次に、委員名簿と本日の配席図でございます。次に、第44回大阪市路上喫煙対策委員会資料と記した説明資料でございます。また、条例をまとめた資料もお配りしております。資料の漏れ等はございませんでしょうか。

それでは、これ以降の議事につきましては、青木委員長に進行をお願いいたしたいと存じます。委員長、よろしくお願いいたします。

○青木委員長 皆様、こんにちは。どうぞ今日もよろしくお願いいたします。

本日は3点ほど、ご報告も含めた議題がございますので、ご審議のほう、いろいろなご意見賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、都合で、本日は2時半ぐらいを目途に終了させて頂きたいと思っておりますので、どうぞご協力よろしくお願いいたします。

それでは、最初に加熱式たばこの取扱いについてという議題からまいりたいと思っております。これにつきまして、事務局よりご報告をお願いいたします。

○木村まち美化担当課長 環境局の木村から説明させていただきます。

お手元の資料1番を見て頂きますようお願いいたします。

まず、加熱式たばこについて、昨年もどういったものかというのを説明させて頂いたと思いますが、復習をした上で、今の加熱式たばこを取り巻く状況や、他都市の加熱式たばこの規制状況についてご報告させて頂いて、本市の取扱いを案としてお示した上で、ご議論頂けたらと思っております。

1ページ目の、加熱式たばこの法令上の規定でございますが、たばこについては、改正健康増進法の第28条の第1項において、たばこ事業法に掲げる製造たばこ及び製造たばこ代用品と定義されております。具体的に、色々な種類がございます、そ

ちらについて下の2点目と3点目で補足説明を入れています。

まず、製造たばこというものは、たばこ税法の第2条第2項において、1つ目に「喫煙用の製造たばこ（紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ、刻みたばこ、加熱式たばこ）」、2つ目に「かみ用の製造たばこ」、3つ目に「かぎ用の製造たばこ」と定義されています。製造たばこの代用品もございまして、先程ご紹介したのはたばこの葉を利用しているものになりますが、製造たばこ代用品としては、火を使用していなくても、加熱式たばこの喫煙用具の加熱で蒸気になるようなグリセリン、その他の物品等混合物が充填されて、タール、ニコチンを含むものを蒸気として出して吸うような商品になります。そういったものについても、たばこ税法の第8条第2項におきまして製造たばことみなすと規定がされております。区分としては加熱式たばこされております。

参考に、資料の右下に写真で記載している電子たばこですが、こちらは液体を加熱して喫煙するタイプのものです。この中には原則ニコチンは含まないとあり、資料の下に参考として記載していますが、改正健康増進法の中でも、葉たばこを原料としない電子たばこは、製造たばこにも製造たばこ代用品にも該当せず、改正法の規制対象外となりますと明確に厚労省から公表されています。

(2)として、どういったものが加熱式たばこに該当するのかというところで、厚生労働省のホームページに記載されている写真を載せていますが、一般的に使用されているものも多種ございます。たばこの葉を高温で加熱するタイプ、中温で加熱するタイプ、低温で加熱するタイプがあり、それぞれカートリッジの形や、喫煙器具の形が違うものがあります。加熱式たばこは、専用の道具を使って、たばこの葉やその加工品を電気で加熱し、発生する煙を喫煙するもので、加熱式たばこの煙にはニコチンや発がん性物質などの有害な物質が含まれています。販売されてからそれほど期間がなく、研究が十分に行われていないということもあり、実際に科学的にどれぐらいの影響があるのか、現段階では、健康の長期的な影響について予測することは難しい状

況ですが、含まれている成分の中にニコチン、発がん性物質や、有害な物質が含まれていることは事実でございます。

続きまして、3ページが加熱式たばこを取り巻く状況です。厚生労働省の調査も新型コロナウイルスの関係で数年間実施されていない状況ですが、最新のもの、令和元年の国民健康・栄養調査結果の概要版から抜粋した資料を使用しています。男性と女性別でそれぞれ、日常的に毎日吸っている、時々吸う日がある、喫煙習慣がある方を対象として調査を行っているものです。男性でいいますと水色部分、女性では赤色部分が紙巻たばことなり、女性の30代のところだけが加熱式と紙巻たばこが拮抗してそれぞれ50%ずつ吸っていると回答されていますが、他の層については紙巻たばこの方が多い状況で、特に50代、60代、70代、高齢になるに従って、紙巻たばこを吸われている方が多い状況です。こちらは複数回答可として調査しているので、両方吸っている方も反映している状況です。

参考ですが、令和4年の8月に大阪市で行ったアンケート調査を報告させて頂きましたが、1,000人規模のアンケートで500人が喫煙者の方で、喫煙者のうち4割の方は加熱式たばこも吸うと回答されていました。この令和元年の調査よりも加熱式たばこを吸われる方が多い状況でございました。

また、実際の販売シェアにつきましても、一般社団法人日本たばこ協会のホームページを調べてみましたが、販売数量として、全体のたばこの販売実績のうち、2022年度の4月から12月の販売実績の累計になりますが、全体の34.2%、加熱式たばこが販売されている状況で、販売のシェアでも3割以上の数量が加熱式たばこが占めており、過去2年ぐらい遡ってみますと、2020年度の加熱式のシェアが26.3%だったものが、21年度は30%になり、22年度は34.2%ということで、毎年4%ずつぐらい加熱式の販売数量のシェアが上がってきているような状況であることから、これから先も、加熱式のシェアは増えていく傾向にあると考えております。

続きまして、4ページの加熱式たばこを取り巻く状況、改正健康増進法における、

喫煙室の取扱いです。紙巻と加熱式たばこを区分して取扱いが分けられています。喫煙専用室と加熱式たばこ専用の喫煙室では、それぞれどういったものが吸えるか、何ができるかということに記載しているものです。喫煙専用室では、紙巻きたばこも加熱式たばこも吸える、加熱式たばこ専用の喫煙室では、紙巻たばこは吸えない、となっています。室内での喫煙以外の行為としましては、紙巻たばこも加熱式たばこも吸える部屋では、飲食はできないのですが、加熱式専用の喫煙室については飲食をすることができるとされており、一定、紙巻たばこも加熱式たばこでの、取扱いが異なっているところです。

続きまして、5ページの、区域全域を路上喫煙禁止にしている東京の区部の状況です。加熱式が規制の対象かどうかを確認したところ、世田谷区、豊島区、新宿区では加熱式は規制の対象外とされていますが、それ以外の6区部は加熱式も規制対象としています。対象外としているところに、状況をお伺いしたところ、大阪市と同様ですが、制度を創設したときには、まだ加熱式が普及しておらず、健康増進法上も令和2年の改正の前でしたので規制対象とされていなかったことから、その後も大きな制度変更を行っていないというお答えでした。いずれの区部も規制対象とするかについては今後の検討が必要だという認識を持っており、引き続き検討していくとお聞きしております。

そういった状況を踏まえまして、6ページに本市の方針案を記載しております。私たち、ボランティア清掃をしていく中でも、加熱式たばこのカートリッジにつきましてもポイ捨てされている状況がございます。加熱式たばこにつきましても、現段階では科学的な根拠や研究が進んでいない状況ではございますが、有害な物質が含まれているということは事実であり、健康増進法や府条例でも加熱式たばこは規制対象としております。他都市でも多くの都市が加熱式たばこも対象としていること、もしくは対象としていなくても今後検討しているような状況でございますし、先程の喫煙者の方の喫煙状況を見ますと、加熱式たばこが特に若い層を中心に浸透してきているよう

な状況がございますので、加熱式たばこを規制対象にすることは、路上喫煙の防止に関しても効果が高いと考えています。

参考に、右に記載しておりますが、本市の条例の目的としては、市民等の安心安全、快適な生活環境の確保と規定していますが、大きなポイントとして、火がついたたばこだと、子どもが歩いているときに顔や体に当たってしまったら危ない、やけどの危険という観点。紙巻のたばこの場合だと発火しているので、ポイ捨てや火種を落とすと火が起こってしまう可能性があるという防火の観点。健康被害やポイ捨ての観点からは紙巻たばこでなくても加熱式たばこでも同様に防止すべき内容だと思っております、そういったことを踏まえますと、本市の路上喫煙対策においても加熱式たばこについても規制対象にしたいと考えているところです。

説明は以上でございます。

○青木委員長　ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいま、ご報告、ご説明ありましたように、現在の条例では火のついたたばこ限定していますが、これを加熱式たばこについても含める方向で検討したいというご提案です。

これにつきまして、質問あるいはご意見を委員の皆様から戴ければと思っております。いかがでしょうか。どんな点でも結構です。

山内委員、お願いいたします。

○山内委員　委員の山内です。ご報告ありがとうございました。

先程の定義についてお聞きしますと、今回、加熱式たばこを規制対象にするということで、電子たばこはそれとは異なるから対象外ということですね。個人的にはその結論について特に異存はありません。PTAとか地元の活動で先程おっしゃったように清掃活動していても吸い殻が大変多いので、同じ弊害があるかなと考えています。一方で、電子たばこを除外することによって、道端で吸っていて、あの人も吸っているから自分もいいんじゃないかという人がいないのかどうか。あと、喫煙習慣がある

人の中で電子たばこを常用しているという人が割合的にどれぐらいいるのか、そのあたりをもし検討されていたのであればお聞きしたいと思いました。

以上です。

○木村まち美化担当課長 ありがとうございます。

1点目の電子たばこについては、確かに今の状況ですと、加熱式は規制対象外にしていますが、私たちが啓発指導する時に、加熱式たばこの人には何も指導しないわけではなく、趣旨をご説明した上で、規制対象ではないですが喫煙スペースで吸ってほしいと、お願いという形でお声かけをしております。電子たばこについても、今回法令でも対象にしていらないところもあり、規制対象とはしない方向で考えておりますが、電子たばこもその煙には化学物質が含まれていますので、全く健康に影響がないかという点、そうではないと考えております。一方、先程おっしゃって頂いたとおり、電子たばこの方が吸っていると、そこでモラルが崩れてしまい、引っ張られて加熱式の方や紙巻式の方が吸ってしまうということもありますので、電子たばこを吸われている方についてはお願いのベースにはなりますが、過料徴収の対象にはしないけれども、今後、令和7年に市内全域を禁止するときには、公共の場所で吸わないようにご協力をお願いしますという説明をしていきたいと考えております。

2点目の、3ページの喫煙者が吸っているたばこ製品のところでいいますと、その他部分にかぎたばこや、かみたばこ、先ほどの電子たばこも、全体が含まれているような状況でございますが、内訳までは分かっていない状況です。参考に、販売のシェアでいうと、葉巻と加熱式と紙巻しかななくて、電子たばこがどれだけシェアがあるかということが分からなくて、日本たばこ協会さんが作られているので、製造たばこだけを対象にされていると思うので、そこからは漏れている状況だと思います。

○山内委員 分かりました。ありがとうございます。

○青木委員長 ありがとうございました。

それ以外、いかがでしょうか。

玉川委員、お願いいたします。

○玉川委員　ご説明どうもありがとうございました。

今日のこの委員会で加熱式たばこの取扱いについて議題に上がっておりまして、本市の方針案というのをお示し頂いているわけですがけれども、今日の議論を踏まえて、その後どうなっていくのかということであったり、今、条例では、喫煙し又は火のついたたばこを所持することというのが路上喫煙の定義となっておりますけれども、今後、この条例がどうなっていくのかとか、そのあたりを少し教えて頂けますでしょうか。

○木村まち美化担当課長　まだ、条例の改正文をどんな形にするかまでの議論はできていないところですが、今回と次回の委員会で、喫煙所以外の項目について、諮問内容についてご議論頂きますので、次回、方向性を委員の先生にお示しし、ご意見を戴いた上で条例改正案を作り、パブリックコメントを実施した後にも、意見を戴いて最終答申という形で取りまとめ、その後、市会の手続を経て、条例を改正していく流れになると考えています。

○玉川委員　分かりました。では、今回の本市の方針案というのを踏まえて、また条例案をつくられるというような感じになるということですね。分かりました。

○青木委員長　ありがとうございました。

その他の委員の皆さん、いかがでしょうか。

小谷先生、お願いします。

○小谷委員　小谷でございます。

まず、今のご回答に絡めてお聞きしたいんですけれども、条例の目的の部分は、基本的には大きな改正とかはされないということを前提に考えた方がいいのか、その辺を確認したいのが1点です。

それと絡めまして、少し先のことについて見通しとしてお聞きしたいのが、加熱式たばこについては、現在の目的に照らしても、ご説明あったとおり、これを規制対象

に加えることについて理屈が立つかなと思うのですが、将来的に今度電子たばこまで射程に入れることになった場合には、私も電子たばこ自体よく分かっていないので、細かくは分からないんですが、吸い殻とかそういうのが出るというのも、また変わってくるのかなという感じがして、どちらかという健康被害とかそちらの方にかなり寄ってしまうのかなと。そうすると、やはり科学的な根拠があるのかとか、まだ規制をすることについて検討に時間を要するのかなというような予測をしますが、その辺りについて、電子たばこの今後の取扱いについての方針や議論をどのように考えておられるかを教えて頂きたいというのが2点目。

あと、瑣末なことですが、電子たばこについても一応お声がけとか、お願いベースではあるけれども、このルールの中に一応、市としては入れて考えながらお願いしていくということですが、喫煙室の取扱いについては、電子たばこというのは、加熱式たばこ専用の喫煙室は利用が可能というようになっているのでしょうか。喫煙者の方について、その辺の指示というのはどのくらい分かりやすくなっているのかなというのが気になりましたので、教えて頂ければと思います。

以上3点、お願いいたします。

○木村まち美化担当課長 ありがとうございます。

条例の目的についてですが、基本的にはおっしゃって頂いている通り、今の条例の目的をベースにしながら策定していく予定となっております。一方、背景としては、健康増進法の改正がかなり大きいと思っておりますので、その辺りをしっかりと条例の改正の趣旨には入れ込むような形で説明していかなければいけないと考えているところです。既に東京都の区部では条例改正も行って全域禁止をされていますが、その時にも、やはり加熱式たばこの方が、一定の人数いらっしゃるけれども、規制対象にしてこなかったことで、なかなか協力要請に応じてもらえなかった背景もあるから規制対象にすると、ご説明されているような区部もございますので、いずれの自治体もやはり最終目標に照らして対象とした方が良くと判断されて規制対象にされてきたこ

とかと思っております。

3点目の電子たばこの取扱いについてですが、小谷先生おっしゃって頂いているとおり、今ではまだ科学的な根拠がない状況でございます、法令も規制対象としてないような状況でございますので、本市が先に条例の規制対象にするというのは少し難しいと考えております。一方で、科学的、健康に対して全く影響がないことの証明もできていない状態ですので、引き続き、厚生労働省とかも研究されているようですので、そういった状況とかも見据えながら、対象とするかどうかについては今後考えていきたいと思っております。

以上です。

○青木委員長 喫煙室の扱いは。

○木村まち美化担当課長 失礼しました。喫煙室の扱いについてですが、そもそも厚生労働省では電子たばこは法の対象外にされているところがあって、喫煙室の取扱いの中に電子たばこの喫煙者のことについては全く対象とはされていない、触れられていないという状況です。禁止行為の中に特に記載もないという状態です。

○岡村受動喫煙防止対策担当課長 健康増進法は、やはり、たばこのこと言っていますから、電子たばこって、電子たばこというお名前ですけども、実際はたばこではないというか、たばこの形状ですけど、ニコチンもタールも入っていないので、溶媒がありますよというだけのことです。

○青木委員長 増進法上の喫煙室では喫煙を予定していないということになるわけですね。

ご質問に対して、小谷先生、いかがでしょうか。

○小谷委員 ありがとうございます。

最後の点ですが、単純な疑問として、実務上、例えば路上で電子たばこを吸っていらっしゃる方に、お控えくださいというようなお願いした場合には、例えば近くに喫煙室があるのでというご案内をされたりすることもあるのかなと想像するのですが、そ

の場合は加熱式たばこ専用も含めて全て利用可というか、そのような扱いになるのですか。特にそういうことは何も定義されず、お勧めもそういうご案内もしないということになるんですか。

○青木委員長　ご質問の趣旨は、増進法上の各事業者団体で、自分の所で作る喫煙室の話と、今小谷先生のご質問は、我々が今後喫煙室を作っていきますよね。そこにおいてというのと2つあるかと思うんです。おそらく後者のほうで、今後、うちの喫煙室の中には電子たばこも一緒に吸ってというふうにしていくのかどうか。このあたりは何かご検討されていますか。

○木村まち美化担当課長　まだ、そこまでの議論が進んでいなくて、実際電子たばこ自体のシェアがすごく低いのもあって、あまり実例でもそこまで、何か対策しないといけないという議論まではしていないところですが、考え方としては、今でも加熱式の方についても公の場所で吸わないでくださいというお声かけをして、私たちが作っている喫煙所のご案内をしています。同じような形で、電子たばこを喫煙されている方についても公共の場所で吸わないようにお声かけをさせて頂いた上で、ご協力頂けるのなら、近くの喫煙スペースにご案内できるような形でしたいと思っております。

○青木委員長　どうぞ、お願いします。局長。

○堀井局長　すみません、検討ができていないのでお答えしにくいんですけども、僕の理解としては、紙巻にせよ加熱式にせよ、例えば、ビールを飲むかお酒を飲むかみたいな違いだと思っているのですが、電子たばこはアルコールを採らない、ニコチンを採らないということでやっている、いわゆるノンアルみたいなものかなと思うのです。その人に、周りでたばこを吸っている場所に入ってくださいということは逆に言えないのではないかなという気がします。ノンアルの人に、飲むのならビール飲め、周りの人がビールを飲んでいる所に行きなさいと言うようなものなので、ちょっとそれは言いにくいかな。多分ご本人もニコチンなり、たばこの匂いが嫌だから電子たばこにしているというような志向もあるのではないかなと思います。ですから、条例

の立て方に寄ってくると思いますが、公共の場でニコチンの煙を吐いていることがいけないということからでは規制はできなくて、むしろ、我慢してるのだからと言われると、そうですねと言わないといけないところがあるのかなと。ただ、加熱式と区別がつかないというところからいくと、じゃ、どこへ行けと言うのかとなれば、すみません、今のところ、ご案内できる場所がないというか、また逆に規制する根拠は少し難しいなというところじゃないかなという気がします。ただ、もう少し、お時間頂いて勉強させて頂かないといけないかなと思います。

○青木委員長　小谷先生、何かこれに関して先生のご意見はございますか。どうした方が良いとか。

○小谷委員　サポートありがとうございました。

今、ご説明あったように、規制対象には入れられないし、でも、たばことして一般には多分認識してしまうようなところもあって、その状態をどのように取り扱うというのが、かなり難しいのかなと少し感じたので質問させて頂いたので、今後、これはシェアが増えるかも全然分からない話なので、あまり具体的にどう議論を詰めたらいいかというのがありますが、やはり前もって、先手先手で議論の論点を明らかにしておいて、おそらく一番困られるのは、指導とかをされる実務に当たられる方になると思いますので、その方達がお仕事をされる上でもトラブル等が生じにくいように配慮して、色々なマニュアルじゃないですけども、対応方針みたいなものを一定の蓄積の下に固めていけると良いのかなとっております。よろしく願いいたします。

○青木委員長　ありがとうございます。

電子たばこというのは、カートリッジ等のごみが出るのは加熱式と一緒になんでしょうか。

○木村まち美化担当課長　多分一緒だと思います。すみません、詳しくなくて。

○青木委員長　ですので、健康被害の点とポイ捨て禁止の面、両面ありますから、全く対象にしないのが良いのかということもあると思いますので、そういうことも含

めて総合的にご検討頂いて、ちょっと詰めて頂ければと思っておりますし、もしかすると他都市で電子たばこの扱いをそういう中間的な扱いをしている実例があるかもしれませんので、またそれも聞いてみて頂ければと思います。おそらく答申書も、電子たばこについて、注釈的にでも触れるような答申書になるかもしれませんので、それも含めて。

その他いかがでしょうか。

谷内委員、お願いします。

○谷内委員 加熱式たばこを規制対象にしたいという提案について、私も賛同いたします。健康上、受動喫煙の可能性も高いですし、区別が非常につきにくいところから対象にするのは良いと思いますが、喫煙者じゃないので、私の想像ですが、加熱式たばこを吸っておられる方は、紙巻たばこを吸っておられる方よりも規制が緩いと思っておられるというか、周りに与える影響も少ないだろうという認識ではないかと思います。今、既に指導はされているということですが、理解をきちんと求めていく。市民の方で喫煙者の方に、紙式だけじゃなくて加熱式も対象になってきますということをきちんとPRを早めにしていくということが重要だと思います。そもそも大阪市全体が対象になりますというところも、まだまだ知らない方がたくさんおられるので、そこをPRする際に、紙式だけではなくて加熱式も対象になりますということをきちんとアピールしていくということが重要だと思います。

以上です。

○青木委員長 ありがとうございます。

広報周知の点で、加熱式をいかに周知していくかというところもまた、対象に含める以上は大きな課題になると思います。ありがとうございます。

他いかがですか。

近藤委員、お願いします。

○近藤委員 皆さんが今までお話しされたように、紙たばことそれ以外の区別とい

うのは、かなり一般的には分かるんですけど、どれが加熱式で、どれが電子たばこだと言われると、なかなか、まだ、よく分からない。僕もちょっと分からないです。電子たばこの扱いについてはちょっとグレーな部分というか、よく分からない部分があるからちょっと置いておくとして、先程言われたように、加熱式にした人というのは、規制が緩くなるからそっちに移行したという人がかなりいると僕は思います。そういう人達にとっては、わざわざ、これに変更したのは自由に吸えるからだということを理由にしている人が相当数いらっしゃると思いますので、そういう人達に、これも規制の対象になりますというときに、なぜ対象になるのかという説明ですね。それがあまり、健康増進法でどうか、ごみが出てどうか、そういう説明するよりも、要するにたばこの葉を使われているものは全部たばこなんですという、非常にシンプルな説明をされた方が良くはないかなと個人的に思います。

○青木委員長 貴重なご意見ありがとうございます。

そうですね。加熱する方法が違うだけということかもしれませんね。ありがとうございます。そこも参考にして検討を深めて頂ければと思います。

その他いかがですか。

佐々木さん、よろしいですか。どうぞ、お願いします。

○佐々木委員 今、加熱式たばこの件で言われていますけれども、加熱式たばこを吸っている人は、これは煙が出ないから、周りが煙に対して拒絶反応しなくて大丈夫だという考え方を持っておられる方がたくさんいらっしゃると思います。だから、健康上、加熱式も煙は出ないけれど、吸った人の吐いた息も、それもきちっと有害物質であるということも、分かっている人とそうでない人があると思います。だから、やはり先程話がありましたように、加熱式も、もちろん紙巻と差はないと。煙は出ないけど差はないというようなPRも、やはり必要じゃないかなと思います。

○青木委員長 ありがとうございます。

それでは、この件につきましては、対象に含めるという方向で委員の皆さんのご意

向も共通のようですので、さらに今日出た意見を含めて具体的に、対策の部分とか条例でどう反映するかも含めてですが、ご検討を事務局の方でお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

続きまして、過料徴収及び指導体制についてということで、全市に広がりますので、どのように適切な過料徴収体制を作っていくかというのは大きな課題ですので、そこに関するご報告を頂きます。

○木村まち美化担当課長 ありがとうございます。そうしましたら、資料2をご覧ください。

現在の指導について、路上喫煙防止指導員という形で条例で定めて指導に当たっておりますが、その配置や、制服のデザイン、過料徴収の決済方法、啓発指導の委託化の検討について、こちらで考えている内容についてお伝えしながら、ご意見頂戴したいと思っております。

そうしましたら、1ページめくって頂きまして、現行を（1）として記載させて頂いておりますが、今、路上喫煙の防止指導員につきましては、この庁舎、環境局のあべのルシアス庁舎に全員配置をしております。主任1名と指導員が12名の合計13名体制で、全て警察のOBの方達を採用して体制を組んでいるところでございます。

業務内容としては、主任は全体の指導員の連絡調整や、過料徴収の確認、苦情対応等、そういった全体の指揮をするような形で業務を進めています。他の指導員は現場に赴いて、啓発指導、過料徴収をしたりですとか、あとは喫煙率の調査等も私達が行っておりますので、その調査の手伝い等もしています。

今、禁止地区が6地区しかない状態で、この体制ということになります。令和7年の1月には市内全域での路上喫煙禁止ということで、対象エリアが大幅に拡大します。増員して体制を構築する必要があると考えてまして、実際、巡回するに当たっても、今のように1か所に集めて配置すると巡回の効率性がどうなのかというところもありますので、分散配置も検討していく必要があると考えています。

2 ページに、私たちが考えている状況ですが、拠点をどれだけ設けるかによって、それぞれメリット、デメリットがございます。仮に、今のまま 1 か所の場合が左のグレーの部分で、その下の場所と効率性と管理の項目におけるメリット、デメリットを掲げておりまして、右側の緑の部分が、仮に各区役所を想定して各区に 24 か所に分散して置いた場合のメリット、デメリットを掲げております。表の中で、白丸はメリット、黒丸がデメリットです。左の拠点を 1 か所のままの場合ですが、今考えているのが 100 人規模の体制を、特に条例改正当初は構築したいと検討しておりまして、それだけの規模となると、本市の空き施設でそういった場所を見つけるのは、なかなか難しいところがあり、デメリットの一つとして書いています。今は市内でも中心部だけ禁止地区となっていますので、巡回の移動時間はそこまでかからないのですが、市内全域限なくとなると、移動時間のロスが大きいのではないかとこのことをデメリットとして挙げております。一方で、労務管理とか班体制の構築、シフトを組む時には、1 か所の方が融通が利くというようなメリットがあるところ です。

一方で、仮に 24 か所に分けた場合ですが、同様に区役所等でスペースを設けるのは、なかなか難しいという状況があります。巡回に関しては、仮に、各区毎に置ければ、移動時間のロスが少ないというメリットが生じるところです。ただ一方で、やはり 24 か所に分散するとなると労務管理がなかなか難しいところもございますし、あと、物品ですね。お釣りの準備であるとか、指導啓発に必要な物等の在庫も生じてくるようなところがありまして、なかなか 24 区全体というのも難しいかなと考えております。それを踏まえて、どれぐらいが適切な規模の拠点数になるかということ、内部でこれから考えていこうと思っているところです。

続きまして、制服についてですが、3 ページに今の現状の制服の写真を載せています。左が夏服で、右が冬服ですが、当初、平成 19 年に条例を制定して、この制度を始めた時から同じようなデザインを踏襲してまして、変更していません。警察官の制服を意識してはいますが、特にジャンパーだと、警察の制服に見えるかということ、ど

うかなという部分もあるかとは思いますが。

4 ページに、これから検討していこうと考えているのが、神戸市の事例を参考に、前にも一度お伝えしたのですが、神戸市は見せる啓発を頑張らせてされていて、制服も警察官のような感じの威厳のあるデザインに変更して、実際、路上喫煙とかが生じやすい場所に長時間滞在して見せるような形で、抑止の観点から見せる啓発をされていて、それなりに効果があるという意見も頂いていますので、そういった意見も参考にしたいと思っています。今回、体制も大きく組みますので、デザインも防止効果が高いものにしたいと考えています。

続きまして、次のページが過料徴収の決済方法についてですが、現行としては、違反があった現場で、その場で現金を徴収する形で過料徴収を行っています。ただ、現金以外の徴収についてですが、これは大阪市だけではなくて、公的などところ全体の話にはなるのですけれども、指定納付受託者制度というのがございまして、一定、公金の収納についてもスマートフォンアプリ等の決済が利用できるような制度がございします。こちらは令和3年度に法改正で導入されたものになりまして、まだ事例はあまりない状況ですし、特に過料という徴収するお金の種類ですので、限定的な利用状況です。一方で、これから海外の方も来られるし、だんだんスマートフォン決済も増えていますので、そういった制度の活用状況等は積極的に情報収集に努めて、今後、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、6 ページでございます。こちらは啓発指導の委託化の検討でございますが、現行としましては、(1) 記載のとおり、今大阪市では警察OBの指導員だけの巡回指導を実施してまして、民間委託という形で巡回等は実施していない状況です。民間委託化に向けた課題としては、過料徴収については不利益処分という行政手続になりまして、処分をする際には違反行為の現認、過料処分の口頭告知であるとか、弁明の機会を違反者の方に与えないといけないであるとか、不服がある場合には審査請求もできることもお伝えしないといけないというように、地方自治法や行政不服審査

法に基づいた適切な手続が必要です。そのため、警察OBの路上喫煙防止指導員のみができることと本市ではしているところです。そういったことを考えますと、民間委託ができる範囲というのは巡回の啓発だけになるかと考えております。

7ページに移りまして、対応の方針としては、他都市では過料徴収を伴わない啓発を民間委託でやっていたりしますが、そういった巡回啓発の頻度を高める取り組みは確かに一定の効果があるとは考えますが、過料徴収を伴わないので、本市の場合はしっかり過料徴収を実施している自治体になりますので、指導員による啓発指導のほうが効果が高いというように考えております。引き続き指導員による指導啓発のほうを実施したいと考えておりますが、先程の拠点や班の構成、巡回ルートであるとか、そういった所は引き続き効率的になるよう検討が必要だと考えています。

また、ここには記載していませんが、本市の啓発指導の取組としては、たばこ市民マナー向上エリア制度があります。こちらは、過料徴収はしませんが、地域に近い方たちにご協力頂きながら啓発指導を、各商店街であるとか各地域で路上喫煙しないような働きかけをして頂いているところです。そういったところを引き続き上手にご協力頂きながら啓発指導をすることで、民間委託よりももっと効果的な啓発指導ができないかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○青木委員長　　ありがとうございました。

4点について、今後の過料徴収体制、指導体制についての検討項目と、まだ具体化はしていませんが、まずはこの4つの項目及びここに書いていないことも含めてご意見等がありましたら今日は寄せて頂きまして、それを踏まえてもう少し具体化をしていくということになると思いますので、よろしく申し上げます。

なお、細かい話ですが、6ページに路上喫煙防止指導員のみが今実施できると書いて頂いているのは、これは条例ではなく、条例に基づく条例施行規則というものが皆さんのお手元の参考資料にあります。その規則の第5条で、そうしているというこ

とになります。もし民間にするとしたら、この規則に基づいてということになるかなと思います。

いかがでしょうか。どの論点からでも結構でございますので、ご質問やご意見あればと思いますが。いかがですか。何かぜひ、どの点でも。

じゃ、近藤委員、お願いいたします。

○近藤委員 資料を拝見して、まず最初に思いましたのが、今現状ですと、例えば御堂筋を巡回するとか、だったらこれぐらいの人数ということで、そういう体制になれるかと思うんですけれども、今度大阪市内全域が禁止になると、まず一体どこを巡回されるんだというのが最初の疑問で、そんな限なく普通の道から、普通の所からって、そんなことはやってられないと思いますので、一定、重点的に、この地域、この地域、この地域という形になるかと思いますが、そうすると、やはり一番地域のことを分かっている区に任せざるを得ないのではないかと、お話を聞いて率直にそう思いました。ですから、巡回する場所を、具体的にこういう所があるということであれば、是非お聞かせください。

○木村まち美化担当課長 ありがとうございます。

近藤委員がおっしゃるとおり、効率性の観点とか、路上喫煙の防止の観点からいうと、やはり幾ら人数を増やしても限られたマンパワーですので、効率的に巡回する必要があると考えています。今も区役所と連動しながら、どういった場所に対策が必要かというところでご意見を戴いているところで、実際、各区で路上喫煙の問題、どこの場所が問題なのかという認識は、私達環境局だけではなく、各区が情報を持っていますので、そういった所とも巡回ルートを決めるに当たって、対応していきたいと思っております。私達に寄せられる広聴もありますので、そういうものを全て踏まえると、ここを何とかしたいという場所は、今の喫煙所の整備もそうですが、課題と認識している場所は複数ありますので、人が多い駅周辺、繁華街であるとか、そういった所を中心に、上手に重点的に、今の禁止地区も含めて、しっかり回る必要があると思

っております。

○青木委員長　　ありがとうございました。

いかがでしょうか。他の委員の皆様。

玉川委員、お願いいたします。

○玉川委員　　先程、今後、外国人の方も増えてくるというご説明もあったと思います。今も外国人の方への指導をどうされているのかということと、それから、今後全市になったときに外国人の方への指導をどうされていくのかというのを教えて頂けたらと思います。

○木村まち美化担当課長　　ありがとうございます。

外国人に対しては、今コロナの関係でなかなかできていないところですが、観光の雑誌等に大阪市の路上喫煙禁止の取組をご案内したり、掲載したりしています。実際の現場での指導については、それぞれ主要な言語の指導のカードを準備してまして、指導員が説明する時にそれを見せながら条例の趣旨を理解頂いて過料徴収を行っているところです。前回の委員会でも啓発について、ご意見を戴いたところですが、特に外国人の方には、ぱっと見て分かるような表現であるとか、今後、防止に向けた周知を、これから考えていけたらと思っております。

以上です。

○青木委員長　　よろしいですか。ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。

では、佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員　　先程お話ありました拠点ですけれども、これは区が中心になって活動して頂いたほうが、より良く分かるのではないかと思います。労務管理とかいろいろなロスも生じるとは思いますが、地域の事は、やはり地域がいろいろと見ているので、逆に区の方にこういう状態であるという話を、各区へ持っていくと思います。ですから、そこから発信してもらった方が、漠然と、あそこ、ここと見るよりも、やは

り区を中心に、その依頼を十分されて、地域からいろんな情報を吸収するというような形に持っていかれたら良いのではないかなと思いました。よろしくお願いします。

○青木委員長　ありがとうございます。

いずれにしても、どのような巡回指導体制を取るかという計画を作って頂いた上で、それを実行するためには、どんな拠点配置かということだと思いますけど、計画の方をあまり大っぴらにしてしまうと、なかなか難しいというのものもあるのかもしれない、その辺は難しいながらも、やっぱり十分に区の実情を反映して頂くような形で、最初だけではなく、継続的な話ですので、今後、区の重点の所をしっかりと住民の皆さんからも吸い上げるような仕組みと拠点づくりと両面なのかなと、皆さんのご意見を聞いていて思っています。ヒアリングとしては、やはり商店街の皆さん、自治会の皆さん、学校エリアの皆さんが、一番敏感に感じておられると思いますので、そういったものを含めた計画作りというのが要るかなというふうにも思っております。

他の皆さん、いかがですか。よろしいですか。

制服の話とか、現金で払うのかということとか、民間も、徴収は公的な所がするということだとは思いますが、いわゆるソフトな啓発指導は、民間に更に拡大するかどうかというところもありますが、その辺りも含めて、何かお考えあればと思いますが、ございませんか。

じゃ、谷内委員、お願いします。

○谷内委員　かなり範囲が広がりますので、民間の指導啓発の部分を委託する等の検討して頂くのが重要だと思いますが、違法駐輪の場合ですと、地域の方が絵符を貼ったりですとか、指導まではいかないですが、啓発の部分ぐらいは地域の方がされたりということもあると思います。こちらのたばこマナー向上エリア制度の方でも、そういう啓発もされていると思いますが、自転車とたばこで対応が、なかなか難しいと思います。指導員の方が今までは警察OBということで、難しい人に注意するとか、指導の仕方とかもそんなに問題なくされていたと思いますが、もし民間でされるとな

ったら、そういうトラブルがたくさん生じるのではないかなというものに、少し懸念しています。ちょっと具体的に何がどうというのはないんですけども、もし民間委託する場合には、そういうトラブル対応というのをきちんと考えた上で、実施していかないと難しいのかなと思っています。地域の方が取り組むにしても、本当に一般的な部分までで、注意までは地元の方がするというのは難しいのではないかと考えています。

○青木委員長 ありがとうございます。

○木村まち美化担当課長 ありがとうございます。

話がちょっと反れるかもしれませんが、市民マナー向上エリア制度でも、やはり、まず行政が駄目なことは駄目ということをはっきり言った上で、過料徴収とかではないけれども、地道にお声かけをして頂いたりとか、そういった行政がやる部分と民がやる部分が上手に連携を取れていないと、なかなか進まないようなところがありますので、先程の自転車等の取組でも、各区によっては、コミュニティービジネスみたいな形で、一部の地域で、盗難の防止に向けた啓発であるとか、違法駐輪しようとしている人を、そこで停めないでと言って駐輪場に案内するとか、それぐらいの啓発を、一部されているような所もあったりします。これから啓発指導、ギリギリとした過料徴収はさておいてなんですけど、そういったソフト部分での啓発等については、前にも、地域の課題を解決するための団体、地域でも色々エリアマネジメントであったりとか取組をされているので、そういった所とも連携して啓発周知されたらというご意見も戴いていました。過料徴収じゃなくても、例えば違反者の方に、ここはこういう取組をしているから禁止地区ですよとか、そういったことをお知らせする物を何かお渡しするとか、音声で伝えたり、動画を流したり等、ご負担がないようなもので協力を仰いでいくような形の連携方法というのも考えていけたらと思います。ありがとうございます。

○青木委員長 ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。

谷内さん、続いてどうぞ。

○谷内委員 区との連携のお話のところ、どこにそういう路上喫煙が多いとか、対策が必要な場所かお聞きするという話でしたが、市民の方からそういうお声が出せる場というのがあると良いかなと思っています。区の方や行政の方で把握している部分もあると思いますが、実際に住んでいる方自体が困っておられるとか、そういうことをどこに言っていけば良いか分からないということが、たくさんあると思います。そういう実態に応じた意見を把握できる場ですね。目安箱じゃないんですけど、それを区単位で作ってもらうですとか、例えば今ですと写真をマッピングで上げるとか、吸っているところ等は上げられないと思いますが、たばこがたくさん落ちている所はここですよみたいな地図情報と一緒に上げてもらうとか、そういうやり方ができたら効率的な回り方にも反映できるのかなと思っています。

○青木委員長 ありがとうございます。

是非、それも一つの方法として、ご参考に、検討に加えて頂ければと思います。

よろしいですか。

そうしましたら、過料徴収体制につきましては、本日の意見も踏まえて、更に具体化を頂くということにしたいと思います。

では、3つ目、その他となっておりますけれども、堂島公園の喫煙者の状況調査で、閉鎖型の喫煙所を設けて以降の動きということでご報告を頂きます。

では、よろしく願いいたします。

○木村まち美化担当課長 そうしましたら、資料3をご覧ください。

こちらは、委員の先生方に、この間禁止地区指定等でお世話になっていた堂島の禁止地区を拡大したエリアに、これまで開放型の設置だった喫煙所を閉鎖型に変更したものの報告でございます。

1 ページ目に、この喫煙所がどういった場所にあるかを示してまして、御堂筋に面

した堂島公園の東側の部分に、1 ページ目の地図の所で赤色に塗っている所が堂島公園東側となりまして、青色でポイントしている所が閉鎖型の喫煙所の場所です。元の開放型喫煙所については10 m²位で、平成19年の10月1日から供用開始していました。一方、赤く色を塗った部分は、もともと禁止地区としていなかった部分もありまして、パーティションが一つしかない開放型の喫煙所だったということもあって、どこまで喫煙して良いスペースかが分かりにくいところもあって、喫煙者の方が公園全体に広がって喫煙しているような状態でした。令和3年9月に、大阪府がこの青色の閉鎖型の喫煙所の横に観光トイレを整備されました。今後この公園には船着場であるとか広場の整備が予定されています。そういったことを踏まえて、受動喫煙が生じにくい閉鎖型の喫煙所に変更して、前よりも少し大きく13平米を確保して、バリアフリー対応の入口から段差のない喫煙所に整備したところです。昨年8月末に供用を開始して、9月1日から赤色部分も禁止地区にし、閉鎖型喫煙所から出て喫煙される方には過料を適用しています。

この禁止地区指定の前後で喫煙者の状況がどう変化したかを調査しました。禁止地区の指定が9月1日ですので、それより前の5月に、指定前の調査をして、今年2月に指定後の状況調査として、喫煙者の数をカウントしています。禁止地区の指定の時にも、この西側部分に少し懸念があるとお伝えはしていたかと思えます。調査対象としては東側の赤い部分と緑色の西側部分について、朝、正午、昼、夕方の時間、それぞれ5分毎にどれぐらいの喫煙者の方がいるかを調査しています。5分経つと一旦リセットして、そこにいる人数を数えるという方式でカウントしていますので、10分間喫煙されていた場合は両方の時間帯にカウントされています。

次の3 ページですが、ページの上段が、喫煙所を配置した公園東側の喫煙者数の動向です。青色の線が禁止地区指定前の喫煙者数でして、指定後の緑色の線が喫煙所内で喫煙している人数で、赤色の線で、殆どゼロに近い数字の推移が、禁止地区指定後、喫煙所外で吸っている人数です。これを見て頂いたら、はっきりと朝昼晩のピーク時

間帯があります。お昼休みと、出勤前と帰宅前だと思いますが、もともとそこに多くの喫煙者がいて、そこが大きく減っている状況が見てとれるかと思います。

一方で、西側部分についても、もとからに特にお昼に喫煙される方が多い状態で、緑の線が禁止地区指定後でして、青色の線が指定前となっています。矢印を3か所つけている赤色矢印の部分を見て頂きますと、禁止地区指定前よりも少し増加している状況が見て頂けるかと思います。

こちらは、4ページに状況を書いています。まずはお昼休みの時間帯に、禁止地区の指定前後に関わらず喫煙者の方が多い状況です。東側については、閉鎖型を作った時に、かなり集中的に指導員も張りついて過料徴収や啓発指導を行ったこともあって、全体的に喫煙者の方が減少している状況で、上の表の赤色の線が、禁止場所なのに喫煙所からはみ出て吸っている方たちですが、違反者の方は本当に少ない状況になっています。東側を禁止地区に指定したことで、西側の喫煙者が増えているような影響が若干見られますが、東側の喫煙者について、特に昼休み等はかなり大きく減っていて、一番大きい矢印のところでは80人ぐらい減っています。そこと比較すると、同じ時間帯に西側がそこまで増えているかということ、増えていない状況で、下表の増加の矢印部分については、上の表の増加に比べたら半分以下に留まっている状況です。

外部要因ですが、新型コロナウイルスの関係で、近隣のビルの喫煙スペースがずっと閉鎖されているというような状況がありましたが、環境も少し変わり、再開されるような喫煙所も出てきているような状態です。喫煙者が全体に減少されているのではないかと私達は考えているところです。

5ページにまとめとして、1つ目としては、開放型の時は禁止地区ではなかったということで、喫煙所周辺で吸う人が多かったのですが、閉鎖型として禁止地区に指定したことで、前の時よりも、私達が見に行くときちゃんと並んで利用して頂いている状況ですので、喫煙所外の喫煙者は少なくなったという状況です。実際、喫煙所に関し

ての苦情はどうなるのかと気にしていましたが、閉鎖型喫煙所の中の空気はきちんと脱臭機で浄化した上で外部に排出するようにしていますので、市民の方や周辺の方から排気の臭いについての苦情は今のところありません。

一方、上から3つ目として、利用者の方からは、開放型よりも閉鎖型の方が服に匂いがつくのではないかとご意見を戴いたり、特に加熱式の方でそういった意見を言われた方もいらっしゃいました。一度、空気清浄機が故障したことがありまして、その時は排気が停止してしまったので、煙が籠もって利用ができないような状況になっていたことがございました。

利用時間を朝の8時から夜の8時までとしておりますので、喫煙者の方からは、朝が遅いとか、夜が早いなどというご意見を戴いたこともあります。

防犯やトラブルの防止という観点からですが、4月からは、防犯カメラを設置することとしておりまして、施錠管理につきましても、遠隔で実施するように変更予定です。

この喫煙所を踏まえて、閉鎖型喫煙所については周辺への受動喫煙の被害を抑えることができるというメリットはあるけれども、デメリットとしては整備費や維持管理費がちょっと高額になる点であるとか、防犯上の懸念があるというのが実感です。

今後、喫煙所を整備するに当たっては、引き続き周辺環境を考慮して、それぞれの場所に応じて、適切な仕様の喫煙所を整備することはもちろんですが、各喫煙所の状況に応じて、引き続き適切な維持管理や啓発指導に努めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○青木委員長 ありがとうございました。

そうしましたら、この間の状況報告でございますが、皆様がそれぞれこの場所で見られたこともあるかとも思いますし、ご質問も含めて出して頂ければと思います。いかがでしょうか。

1点、防犯上の懸念があると書かれていますが、実際にこの間の調査で防犯上の

何か懸念事項ってありましたでしょうか。

○木村まち美化担当課長 特に、何か犯罪とかそれで危ないことというのはなかったのですが、一つあったのが、空調を切っている時期だったのですが、勝手にブレイカーを上げて、空空調をつけられていたりとか、あとは脱臭機の所を勝手に触られて、少し不具合が生じたことがありまして、そういったところも踏まえて、予防措置といえますか、防犯カメラの設置を、4月から行う予定です。

○青木委員長 ありがとうございます。

その他いかがですか。

佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員 その時の現場を見ておられると思いますが、喫煙所からはみ出てる人はいないですか。大体、大きさにね。閉鎖型の室内で十分なように思われましたか。どうでしょうか。

○木村まち美化担当課長 ありがとうございます。

昼休みの一番ピークでも、並んでいる方はいますが、外で吸っているというような方はあまりお見かけすることはないような状態です。一方で、供用時間を8時で閉めていますので、それ以降に吸われていて、吸い殻が喫煙所の外に数本落ちていたりということが、朝、鍵を開けに行った時には見られるようなことがあります。

○佐々木委員 何か入り切れずに外で吸っておられる方もいるようなことを聞きました。現場を見ておりませんので、ちょっとご様子だけ聞かせて頂きました。ありがとうございました。

○青木委員長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。よろしいですか。

この西側は、増加したことについては、今後何か対応というか、禁止地区ではないかもしれませんが、啓発等で何かお考えですか。

○木村まち美化担当課長 東側も、行って頂いたら本当によく分かりますが、沢山

ポスターを貼って、喫煙所で吸ってくださいという呼びかけをしているところです。西側についても、先程人数については、東側程の増加はなかったものの、5分間で一番多い時間帯だと、20人とか40人の方が吸われているというのは、やはり多いです。それで、私達も掲出物等を貼って状況等を確認していますが、今後、全域が禁止になるタイミングで、しっかりとそちらも啓発指導を強めていけたらと考えています。

○青木委員長　ありがとうございます。

東側に貼っておられるようなポスターとかも、また西側も含めて貼って頂いたりしたら、少し変わるかもしれないですね。そういう点も含めてご検討頂ければと思います。

その他いかがでしょう。よろしいですか。

そうしましたら、この議題につきましては引き続き確認調査を継続しながら、他の地域における喫煙所開設に向けた重要な先例として、参考にしていきたいと思えます。

以上でございますが、今日は配付資料で改修補助制度のちらしも配って頂いたりしております、何か委員の皆様からその他に、ご意見、ご質問等ございましたら、戴ければと思いますが。特にございませんか。よろしいですか。小谷先生も特によろしいですか。

そうしましたら、本日の議題としては以上とさせて頂きまして、全体で本日の議題終了とします。

次回はいつ頃でしたか。ご予定。

○木村まち美化担当課長　次回は5月ぐらいを目途に、また日程調整させて頂けたらと思っています。

○青木委員長　分かりました。

そうしましたら、次回5月となりますので、またお忙しいところではありますが、よろしく願いいたしたいと思えます。

それでは、議事をお戻しします。

○楠本課長代理（司会）　　本日は、青木委員長をはじめ委員の皆様方には大変お忙しいところご審議賜り、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第44回大阪市路上喫煙対策委員会を終了とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

閉会　午後2時26分